

家賃支援給付金

14日から受け付け開始

梶山弘志経済産業相は7日の記者会見で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減った中小企業や個人事業主の家賃負担などを軽減する「家賃支援給付金」について、14日から申請の受け付けを開始すると発表した。半年分を一括して

振り込み、最大で法人に計600万円、個人事業主に計300万円を支給する。同給付金の対象は、資本金10億円未満の中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主で、医療や農業、NPO法人など会社以外

の法人も含まれる。今年5月から12月の間に売り上げが前年同月比で1カ月でも半減するか、連続する3カ月の合計が前年同期比で30%以上、減少していることが条件。申請時の直近1カ月に支払った家賃や、駐車場代など地代の月額賃

法人に最大600万円

料に基づいて計算した給付額の6カ月分を支給する。法人は、月額賃料が75万円以下であれば、その3分の2が1カ月当たりの支給額になる。75万円を超える場合は、100万円を上限に超過分の3分の1を上乗せして給付する。個人事業主では、月額賃料3万5000円を基準に支給額を算定する。

申請は専用ウェブサイトから行い、賃貸借契約書や直近3カ月分の賃料支払い実績、確定申告書など売り上げの減少を証明する書類などが必要となる。全国に申請サポート会場も開設される予定。問い合わせは、家賃支援給付金コールセンター（0120-6531930）毎日午前8時30分（午後7時）まで。

